



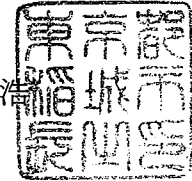
稲総情第1832号

平成29年12月5日

稲城市議会議長

北浜 けんいち 殿

稲城市長 高橋 勝



平成29年第4回稲城市議会定例会に上程する議案の追加について

(通知)

このことについて、下記の議案を追加します。審議方よろしくお取り計らい願います。

記

第83号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第84号議案 平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）

第85号議案 平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

第86号議案 平成29年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第83号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年12月5日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に、「100分の95（4級等職員にあつては100分の115、5級等職員にあつては100分の125）」を「100分の100（4級等職員にあつては100分の120、5級等職員にあつては100分の130）」に改める。

別表第2再任用職員以外の職員の部262の項から273の項までを削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定及び次条第1項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（特例措置）

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の130」とあるのは「100分の135」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

2 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第2の規定による1級262号給から1級273号給までを受けている者に係る改正後の条例別表第2の規定については、同表の規定にかかわらず、それぞれ改正前の条例別表第2の規定による1級262号給から1級273号給までの号給とする。

3 前項の規定は、同項に規定する者がこの条例の施行の日以後に昇格又は降給した場合における当該昇格又は降給した日以後の給料月額については、適用しない。
(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第84号議案

平成 29 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）

平成 29 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

平成29年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 46,260千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,536,360千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月 5 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,347,049	△46,260	1,300,789
	1 基金繰入金	1,347,049	△46,260	1,300,789
歳入合計		32,582,620	△46,260	32,536,360

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		310,785	△2,003	308,782
	1 議会費	310,785	△2,003	308,782
2 総務費		3,245,385	△22,766	3,222,619
	1 総務管理費	2,546,938	△16,494	2,530,444
	2 徴税費	404,933	△6,428	398,505
	3 戸籍住民基本台帳費	163,932	△779	163,153
	4 選挙費	100,747	627	101,374
	6 監査委員費	26,630	308	26,938
3 民生費		14,133,998	△30,047	14,103,951
	1 社会福祉費	4,587,486	△11,459	4,576,027
	2 児童福祉費	7,104,581	△18,217	7,086,364
	3 生活保護費	2,409,773	△712	2,409,061

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 国民年金費	31,933	341	32,274
4 衛生費		2,804,737	9,092	2,813,829
	1 保健衛生費	1,543,165	9,092	1,552,257
6 農林費		73,035	△2,192	70,843
	1 農業費	73,035	△2,192	70,843
7 商工費		211,287	△1,112	210,175
	1 商工費	211,287	△1,112	210,175
8 土木費		4,030,691	1,656	4,032,347
	1 土木管理費	521,496	6,250	527,746
	4 都市計画費	2,419,373	△4,594	2,414,779
9 消防費		1,102,494	△2,965	1,099,529
	1 消防費	1,102,494	△2,965	1,099,529
10 教育費		4,513,906	4,077	4,517,983
	1 教育総務費	380,729	7,619	388,348
	2 小学校費	1,282,304	△6,865	1,275,439
	3 中学校費	932,905	178	933,083
	5 社会教育費	1,066,529	2,102	1,068,631
	6 保健体育費	591,475	1,043	592,518

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	32,582,620	△46,260	32,536,360
	合			
	計			

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第19款 繰入金 (補正額 △46,260 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	1,347,049	△46,260	1,300,789		
	1 財政調整基金繰入金	559,942	△46,260	513,682		
					1 財政調整基金繰入金	△46,260
	計	1,347,049	△46,260	1,300,789		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 財政調整基金繰入金	△46,260 △46,260

第19款 繰 入 金

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	△1,623	1 人件費 (人事課)	△2,003
		2 給料	△1,623
3 職員手当	△174	人事異動等	△1,623
		3 職員手当	△174
4 共済費	△206	人事異動等	△174
		4 共済費	△206
		人事異動等	△206

第1款 議 会 費

第2款 総務費 (補正額 △22,766 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,546,938	△16,494	2,530,444	0	0	0	0	△16,494
	1 一 般 管 理 費	1,916,980	△16,494	1,900,486	0	0	0	0	△16,494
					0	0	0	0	△17,335
					0	0	0	0	841
2	徴 税 費	404,933	△6,428	398,505	0	0	0	0	△6,428
	1 税 務 総 務 費	315,539	△6,428	309,111	0	0	0	0	△6,428
					0	0	0	0	△6,428
3	戸籍住民基本台帳費	163,932	△779	163,153	0	0	0	0	△779
	1 戸籍住民基本台帳費	163,932	△779	163,153	0	0	0	0	△779
					0	0	0	0	△779

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	△13,664	1 人件費 (人事課)	△17,335
		2 給料	△13,864
3 職員手当	1,025	人事異動等	△13,864
		3 職員手当	386
4 共済費	△3,855	人事異動等	386
		4 共済費	△3,857
		人事異動等	△3,857
		15 再任用職員関係費 (人事課)	841
		2 給料	200
		人事異動等	200
		3 職員手当	639
		人事異動等	639
		4 共済費	2
		人事異動等	2
2 給料	△4,186	1 人件費 (人事課)	△6,428
		2 給料	△4,186
3 職員手当	△1,547	人事異動等	△4,186
		3 職員手当	△1,547
4 共済費	△695	人事異動等	△1,547
		4 共済費	△695
		人事異動等	△695
2 給料	△1,295	1 人件費 (人事課)	△779
		2 給料	△1,295
3 職員手当	610	人事異動等	△1,295
		3 職員手当	610
4 共済費	△94	人事異動等	610
		4 共済費	△94
		人事異動等	△94

第2款 総 務 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
4	選 挙 費	100,747	627	101,374	0	0	0	0	627
	1 選挙管理 委員会費	28,896	627	29,523	0	0	0	0	627
					0	0	0	0	627
6	監 査 委 員 費	26,630	308	26,938	0	0	0	0	308
	1 監査委員費	26,630	308	26,938	0	0	0	0	308
					0	0	0	0	308
計		3,245,385	△22,766	3,222,619	0	0	0	0	△22,766

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当	305	1 人件費（人事課）	627
		3 職員手当	305
4 共済費	322	給与改定等	305
		4 共済費	322
		給与改定等	322
3 職員手当	91	1 人件費（人事課）	308
		3 職員手当	91
4 共済費	217	人事異動等	91
		4 共済費	217
		人事異動等	217

第2款 総 務 費

第3款 民生費 (補正額 △30,047 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,587,486	△11,459	4,576,027	0	0	0	0	△11,459
	1 社会福祉総務費	339,257	△6,739	332,518	0	0	0	0	△6,739
					0	0	0	0	△6,739
	3 老人福祉費	280,439	1,100	281,539	0	0	0	0	1,100
					0	0	0	0	1,100
	5 国民健康保険事業費	966,860	△1,623	965,237	0	0	0	0	△1,623
					0	0	0	0	△1,623
	6 介護保険事業費	746,246	△2,359	743,887	0	0	0	0	△2,359
					0	0	0	0	△2,359

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△5,627	1 人件費 (人事課)	△6,739	
		2 給料	△5,627	
3 職員手当	△534	人事異動等	△5,627	
		3 職員手当	△534	
4 共済費	△578	人事異動等	△534	
		4 共済費	△578	
		人事異動等	△578	
2 給料	110	1 人件費 (人事課)	1,100	
		2 給料	110	
3 職員手当	893	人事異動等	110	
		3 職員手当	893	
4 共済費	97	人事異動等	893	
		4 共済費	97	
		人事異動等	97	
2 給料	△1,306	1 人件費 (人事課)	△1,623	
		2 給料	△1,306	
3 職員手当	△347	人事異動等	△1,306	
		3 職員手当	△347	
4 共済費	30	人事異動等	△347	
		4 共済費	30	
		人事異動等	30	
2 給料	△1,376	1 人件費 (人事課)	△2,359	
		2 給料	△1,376	
3 職員手当	△737	人事異動等	△1,376	
		3 職員手当	△737	
4 共済費	△246	人事異動等	△737	
		4 共済費	△246	
		人事異動等	△246	

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源				一般財源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他					
1	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	666,371	△1,838	664,533	0	0	0	0	△1,838				
					0	0	0	0	△1,838				
2	児 童 福 祉 費	7,104,581	△18,217	7,086,364	0	0	0	0	△18,217				
					1 児童福祉総務費	611,650	△11,035	600,615	0	0	0	0	△11,035
									0	0	0	0	△11,035
4 児童館費	77,713	△7,182	70,531	0	0	0	0	△7,182					
				0	0	0	0	△7,182					
3	生 活 保 護 費	2,409,773	△712	2,409,061	0	0	0	0	△712				
					1 生活保護総務費	168,604	△712	167,892	0	0	0	0	△712
									0	0	0	0	△712

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	△873	1 人件費（人事課）	△1,838
		2 給料	△873
3 職員手当	△866	人事異動等	△873
		3 職員手当	△866
4 共済費	△99	人事異動等	△866
		4 共済費	△99
		人事異動等	△99
2 給料	△8,369	1 人件費（人事課）	△11,035
		2 給料	△8,369
3 職員手当	△2,032	人事異動等	△8,369
		3 職員手当	△2,032
4 共済費	△634	人事異動等	△2,032
		4 共済費	△634
		人事異動等	△634
2 給料	△3,919	1 人件費（人事課）	△7,182
		2 給料	△3,919
3 職員手当	△2,297	人事異動等	△3,919
		3 職員手当	△2,297
4 共済費	△966	人事異動等	△2,297
		4 共済費	△966
		人事異動等	△966
2 給料	△710	1 人件費（人事課）	△712
		2 給料	△710
3 職員手当	△109	人事異動等	△710
		3 職員手当	△109
4 共済費	107	人事異動等	△109
		4 共済費	107
		人事異動等	107

第3款 民 生 費

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
	4 国 民 年 金 費	31,933	341	32,274	0	0	0	0	341
	1 年 金 総 務 費	31,933	341	32,274	0	0	0	0	341
					0	0	0	0	341
	計	14,133,998	△30,047	14,103,951	0	0	0	0	△30,047

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△1,290	1 人件費 (人事課) △2,192
3 職員手当	△476	2 給料 △1,290 人事異動等 △1,290
4 共済費	△426	3 職員手当 △476 人事異動等 △476
		4 共済費 △426 人事異動等 △426

第6款 農 林 費

(単位: 千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△808	1 人件費 (人事課) △1,112
		2 給料 △808
3 職員手当	224	人事異動等 △808
		3 職員手当 224
4 共済費	△528	人事異動等 224
		4 共済費 △528
		人事異動等 △528

第8款 土木費 (補正額 1,656 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	土 木 管 理 費	521,496	6,250	527,746	0	0	0	0	6,250
	1 土 木 総 務 費	297,977	6,250	304,227	0	0	0	0	6,250
					0	0	0	0	6,250
4	都 市 計 画 費	2,419,373	△4,594	2,414,779	0	0	0	0	△4,594
	1 都市計画総務費	106,639	1,196	107,835	0	0	0	0	1,196
					0	0	0	0	1,196
	2 土地区画整理費	1,523,356	△2,280	1,521,076	0	0	0	0	△2,280
					0	0	0	0	△2,280
	4 公共下水道費	420,868	△3,510	417,358	0	0	0	0	△3,510
					0	0	0	0	△3,510
	計	4,030,691	1,656	4,032,347	0	0	0	0	1,656

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,046	1 人件費 (人事課)	6,250
		2 給料	2,046
3 職員手当	2,428	人事異動等	2,046
		3 職員手当	2,428
4 共済費	1,776	人事異動等	2,428
		4 共済費	1,776
		人事異動等	1,776
3 職員手当	622	1 人件費 (人事課)	1,196
		3 職員手当	622
4 共済費	574	人事異動等	622
		4 共済費	574
		人事異動等	574
28 繰出金	△2,280	1 土地区画整理事業特別会計繰出金 (区画整理課)	△2,280
		28 繰出金	△2,280
		土地区画整理事業特別会計繰出金	△2,280
28 繰出金	△3,510	1 下水道事業特別会計繰出金 (下水道課)	△3,510
		28 繰出金	△3,510
		下水道事業特別会計繰出金	△3,510

第8款 土 木 費

第 9 款 消 防 費 (補正額 △2,965 千円)

項	科 目		計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
	目	補正前の額		補 正 額	特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	消 防 費	1,102,494	△2,965	1,099,529	0	0	0	0	△2,965
	1 常備消防費	875,984	△2,965	873,019	0	0	0	0	△2,965
					0	0	0	0	△2,965
	計	1,102,494	△2,965	1,099,529	0	0	0	0	△2,965

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2 給料	△6,499	1 人件費（人事課）		△2,965
		2 給料		△6,499
3 職員手当	1,164	人事異動等		△6,499
		3 職員手当		1,164
4 共済費	2,370	人事異動等		1,164
		4 共済費		2,370
		人事異動等		2,370

第9款 消 防 費

第10款 教育費 (補正額 4,077 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	380,729	7,619	388,348	0	0	0	0	7,619
	2 事務局費	204,705	7,619	212,324	0	0	0	0	7,619
					0	0	0	0	7,619
2	小学校費	1,282,304	△6,865	1,275,439	0	0	0	0	△6,865
	1 学校管理費	533,748	△6,865	526,883	0	0	0	0	△6,865
					0	0	0	0	△6,865
3	中学校費	932,905	178	933,083	0	0	0	0	178
	1 学校管理費	418,519	178	418,697	0	0	0	0	178
					0	0	0	0	178
5	社会教育費	1,066,529	2,102	1,068,631	0	0	0	0	2,102
	1 社会教育総務費	307,776	2,102	309,878	0	0	0	0	2,102
					0	0	0	0	2,102

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	2,837	1 人件費(人事課)	7,619
		2 給料	2,837
3 職員手当	3,320	人事異動等	2,837
		3 職員手当	3,320
4 共済費	1,462	人事異動等	3,320
		4 共済費	1,462
		人事異動等	1,462
2 給料	△3,695	1 人件費(人事課)	△6,865
		2 給料	△3,695
3 職員手当	△2,246	人事異動等	△3,695
		3 職員手当	△2,246
4 共済費	△924	人事異動等	△2,246
		4 共済費	△924
		人事異動等	△924
3 職員手当	40	1 人件費(人事課)	178
		3 職員手当	40
4 共済費	138	給与改定等	40
		4 共済費	138
		給与改定等	138
2 給料	151	1 人件費(人事課)	2,102
		2 給料	151
3 職員手当	754	人事異動等	151
		3 職員手当	754
4 共済費	1,197	人事異動等	754
		4 共済費	1,197

第10款 教 育 費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
			人事異動等	1,197
2 給料	△230	1,043	1 人件費（人事課）	1,043
3 職員手当	780	△230	2 給料	△230
4 共済費	493	780	人事異動等	△230
		780	3 職員手当	780
		493	人事異動等	780
		493	4 共済費	493
		493	人事異動等	493

第10款 教 育 費

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 長 等	2	—	19,128	8,034 (4.20月分)	0	27,162	4,136	31,298	
後 補 正 長 等	2	—	19,128	8,034 (4.20月分)	0	27,162	4,168	31,330	
前 比 較	0	—	0	0	0	0	△ 32	△ 32	

給 与 費

2 一般職

(1) 総括

区 分	(再任用) 職員数(人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(33) 514	1,933,696	1,576,952	3,510,648
補 正 前	(33) 520	1,982,013	1,570,597	3,552,610
比 較	(0) △6	△48,317	6,355	△41,962

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 当 手	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	49,157	305,264	55,738	39,467	6,111	137,057
	補 正 前	46,727	311,908	55,009	38,992	6,111	137,057
	比 較	2,430	△6,644	729	475	0	0

再任用人数は外数であり、本表の職員数には含まない。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	
給 料	△48,317	その他の減分	△ 48,317	育休取得等による減分	△ 31,735
				新陳代謝等による減分	△ 16,582
職 員 手 当	6,355	給与改定に伴う増分	20,186	給与改定に伴う増分	20,186
				その他の増減分	△ 13,831
				新陳代謝等による増分	1,744

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
682,897	4,193,545	
681,373	4,233,983	
1,524	△40,438	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
4,666	0	883,850	19,875	31,410	1,145	43,026	186
4,666	0	877,657	18,270	30,750	240	43,026	184
0	0	6,193	1,605	660	905	0	2

(単位 千円)

備 考
期末勤勉手当 支給率の増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区		分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成29年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	306,563	334,540
		平均給与月額 (円)	401,289	408,017
		平均年齢	40歳4月	54歳0月
平成28年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	302,235	333,494
		平均給与月額 (円)	401,172	406,072
		平均年齢	40歳3月	54歳4月

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I類	改正後	182,700	—	183,700	—
	改正前	182,700	—	182,700	—
II類	改正後	156,100	—	179,200	—
	改正前	156,100	—	178,200	—
III類	改正後	144,600	142,000	147,100	144,500
	改正前	144,600	142,000	146,100	143,500

ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年11月1日 現在		5級	11	3.0	—	—	—
		4級	39	10.5	4級	1	6.6
		3級	83	22.4	3級	4	26.7
		2級	56	15.2	2級	7	46.7
		1級	181	48.9	1級	3	20.0
		計	370	100.0	計	15	100.0
平成28年11月1日 現在		5級	11	2.9	—	—	—
		4級	39	10.3	4級	1	5.9
		3級	84	22.2	3級	5	29.4
		2級	57	15.1	2級	7	41.2
		1級	187	49.5	1級	4	23.5
		計	378	100.0	計	17	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職(一)	行政職(二)		
本年度	職員数 (A) (人)	517	373	15	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	454	332	12	
	号給数別内訳	1号給 (人)	15	8	6
		2号給 (人)	7	7	0
		3号給 (人)	4	4	0
		4号給 (人)	292	214	3
		5号給 (人)	121	87	3
		6号給 (人)	15	12	0
比率 (B) / (A) (%)	87.8	89.0	80.0		
前年度	職員数 (A) (人)	515	375	17	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	449	330	11	
	号給数別内訳	1号給 (人)	17	11	4
		2号給 (人)	13	13	0
		3号給 (人)	2	2	0
		4号給 (人)	281	208	3
		5号給 (人)	124	88	4
		6号給 (人)	12	8	0
比率 (B) / (A) (%)	87.2	88.0	64.7		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	(1.075) 2.10	(1.275) 2.40	(2.35) 4.50	有	-
	改正前	(1.075) 2.10	(1.225) 2.30	(2.30) 4.40		
国	改正後	(1.05) 2.075	(1.30) 2.325	(2.35) 4.40	有	-
	改正前	(1.05) 2.075	(1.25) 2.225	(2.30) 4.30		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当（平成29年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（平成29年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	546
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		消防職	行政職(一)
給料総額に対する 比率 (%)	0.31	0.30	0.01
支給対象職員の比率(%) (平成29年11月1日現在)	22.16	19.78	2.38
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額の多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当 (平成 29 年 11 月 1 日現在)

(単位 円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																				
扶養手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="555 501 1401 1021"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 501 1002 555">扶養等による区分</th> <th data-bbox="1002 501 1198 555">市の場合</th> <th data-bbox="1198 501 1401 555">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 555 1002 678">配 偶 者</td> <td data-bbox="1002 555 1198 678">10,000 (課長職 8,000)</td> <td data-bbox="1198 555 1401 678">10,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 678 1002 757">欠 配 第 一 子</td> <td data-bbox="1002 678 1198 757">10,000</td> <td data-bbox="1198 678 1401 757">10,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 757 1002 835">子</td> <td data-bbox="1002 757 1198 835">7,500</td> <td data-bbox="1198 757 1401 835">8,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 835 1002 913">父 母 等</td> <td data-bbox="1002 835 1198 913">6,000</td> <td data-bbox="1198 835 1401 913">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 913 1002 1021">満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額</td> <td data-bbox="1002 913 1198 1021">4,000</td> <td data-bbox="1198 913 1401 1021">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	10,000 (課長職 8,000)	10,000	欠 配 第 一 子	10,000	10,000	子	7,500	8,000	父 母 等	6,000	6,500	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																				
配 偶 者	10,000 (課長職 8,000)	10,000																				
欠 配 第 一 子	10,000	10,000																				
子	7,500	8,000																				
父 母 等	6,000	6,500																				
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000																				
住居手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="555 1167 1401 1597"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="555 1167 842 1220">市の場合</th> <th data-bbox="842 1167 1401 1220">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1220 842 1597">当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td> <td data-bbox="842 1220 1002 1597">15,000</td> <td data-bbox="1002 1220 1401 1597">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000												
市の場合		国の場合																				
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																				
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="555 1727 1401 1944"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1727 978 1780">市の場合</th> <th data-bbox="978 1727 1401 1780">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1780 978 1944">交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給</td> <td data-bbox="978 1780 1401 1944">交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000														
市の場合	国の場合																					
交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000																					

第85号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成 29 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成29年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,280千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,824,404千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月 5 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,523,356	△2,280	1,521,076
	1 他会計繰入金	1,523,356	△2,280	1,521,076
歳入合計		1,826,684	△2,280	1,824,404

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		133,349	△2,280	131,069
	1 総務管理費	133,349	△2,280	131,069
歳出合計		1,826,684	△2,280	1,824,404

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 $\Delta 2,280$ 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,523,356	$\Delta 2,280$	1,521,076		
	1 一般会計繰入金	1,523,356	$\Delta 2,280$	1,521,076		
					1 一般会計繰入金	$\Delta 2,280$
	計	1,523,356	$\Delta 2,280$	1,521,076		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課) 一般会計繰入金	△2,280 △2,280

第4款 繰 入 金

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△1,629	1 人件費(市街地整備課)	△2,280
3 職員手当	△825	2 給料	△1,629
4 共済費	174	人事異動等	△1,629
		3 職員手当	△825
		人事異動等	△825
		4 共済費	174
		人事異動等	174

第1款 総 務 費

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	16	56,259	44,368	100,627
補 正 前	16	57,888	45,193	103,081
比 較	0	△1,629	△825	△2,454

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,641	9,016	1,762	972	0	3,176
	補 正 前	1,641	9,156	1,762	972	0	3,176
	比 較	0	△140	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	
給 料	△1,629	その他の減分	△ 1,629	職員配置による減分	△ 682
				新陳代謝等による減分	△ 947
職 員 手 当	△825	給与改定に伴う増分	605	給与改定に伴う増分	605
				その他の減分	△ 1,430
				新陳代謝等による減分	△ 691

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
20,014	120,641	
19,840	122,921	
174	△2,280	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	25,566	1,080	1,155	0	0
0	0	26,306	1,080	1,100	0	0
0	0	△740	0	55	0	0

(単位 千円)

備	考
期末勤勉手当	支給率の増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区		分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成29年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	296,044	—
		平均給与月額 (円)	383,126	—
		平均年齢	38歳2月	—
平成28年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	295,188	—
		平均給与月額 (円)	377,374	—
		平均年齢	37歳11月	—

イ 初任給

(単位 円)

区	分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
I類	改正後	182,700	—	183,700	—
	改正前	182,700	—	182,700	—
II類	改正後	156,100	—	179,200	—
	改正前	156,100	—	178,200	—
III類	改正後	144,600	142,000	147,100	144,500
	改正前	144,600	142,000	146,100	143,500

ウ 級別職員数

区	分	行政職 (一)			行政職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年11月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	3	18.75	3級	0	—
		2級	3	18.75	2級	0	—
		1級	8	50.0	1級	0	—
		計	16	100.0	計	0	—
平成28年11月1日 現在		5級	0	0.0	—	—	—
		4級	2	12.5	4級	0	—
		3級	3	18.75	3級	0	—
		2級	3	18.75	2級	0	—
		1級	8	50.0	1級	0	—
		計	16	100.0	計	0	—

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	13	13	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	9	9	0
		5号給 (人)	2	2	0
6号給 (人)	1	1	0		
比 率 (B) / (A) (%)	86.7	86.7	—		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	14	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	1	1	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	10	10	0
		5号給 (人)	3	3	0
6号給 (人)	0	0	0		
比 率 (B) / (A) (%)	93.3	93.3	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)			
市	改正後	2.10	2.40	4.50	有	—
	改正前	2.10	2.30	4.40		
国	改正後	2.075	2.325	4.40	有	—
	改正前	2.075	2.225	4.30		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成29年11月1日現在）

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（平成29年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	16
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

ケ その他の手当（平成29年11月1日現在）

(単位 円)

区分	国の制度との異同	差異の内容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	10,000 (課長職8,000)	10,000
		欠配第一子	10,000	10,000
		子	7,500	8,000
		父母等	6,000	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。) </td> <td> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)
市の場合	国の場合				
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000				
通勤手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 </td> <td> 交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給
市の場合	国の場合				
交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000				

第86号議案

平成 29 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成 29 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成29年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,510千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,130,385千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月 5 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		420,868	△3,510	417,358
	1 他会計繰入金	420,868	△3,510	417,358
歳入合計		2,133,895	△3,510	2,130,385

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		704,620	△3,510	701,110
	1 総務管理費	704,620	△3,510	701,110
歳出合計		2,133,895	△3,510	2,130,385

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 5 款 繰 入 金 (補正額 △3,510 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	420,868	△3,510	417,358		
	1 一般会計繰入金	420,868	△3,510	417,358		
					1 一般会計繰入金	△3,510
	計	420,868	△3,510	417,358		

(単位：千円)

説 明	
(下水道課) 一般会計繰入金	△3,510 △3,510

第5款 繰 入 金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	10	38,073	28,927	67,000
補 正 前	11	40,846	29,715	70,561
比 較	△1	△2,773	△788	△3,561

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	813	5,992	881	763	15	1,076
	補 正 前	813	6,343	881	763	15	1,076
	比 較	0	△351	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	
給 料	△2,773	その他の増減分	△ 2,773	職員配置による減分	△ 2,868
				新陳代謝等による増分	95
職 員 手 当	△788	給与改定に伴う増分	424	給与改定に伴う増分	424
				その他の増減分	△ 1,212
				新陳代謝等による増分	708

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
13,616	80,616	
13,565	84,126	
51	△3,510	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	18,007	1,080	300	0	0
0	0	18,444	1,080	300	0	0
0	0	△437	0	0	0	0

(単位 千円)

備	考
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>期末勤勉手当</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>支給率の増</p> </div> </div>	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区		分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成29年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	316,440	—
		平均給与月額 (円)	410,196	—
		平均年齢	43歳3月	—
平成28年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	304,273	—
		平均給与月額 (円)	409,143	—
		平均年齢	40歳6月	—

イ 初任給

(単位 円)

区		分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
I類	改正後		182,700	—	183,700	—
	改正前		182,700	—	182,700	—
II類	改正後		156,100	—	179,200	—
	改正前		156,100	—	178,200	—
III類	改正後		144,600	142,000	147,100	144,500
	改正前		144,600	142,000	146,100	143,500

ウ 級別職員数

区		行政職 (一)			行政職 (二)			
		分	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成29年11月1日 現在			5級	0	0.0	—	—	—
			4級	1	10.0	4級	0	—
			3級	3	30.0	3級	0	—
			2級	2	20.0	2級	0	—
			1級	4	40.0	1級	0	—
			計	10	100.0	計	0	—
平成28年11月1日 現在			5級	0	0.0	—	—	—
			4級	1	9.1	4級	0	—
			3級	3	27.3	3級	0	—
			2級	2	18.2	2級	0	—
			1級	5	45.4	1級	0	—
			計	11	100.0	計	0	—

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	10	10	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7	7	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	4	4	0
		5号給 (人)	3	3	0
		6号給 (人)	0	0	0
比 率 (B) / (A) (%)	70.0	70.0	—		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	11	11	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	7	7	0
		5号給 (人)	1	1	0
		6号給 (人)	1	1	0
比 率 (B) / (A) (%)	90.9	90.9	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	2.10	2.40	4.50	有	—
	改正前	2.10	2.30			
国	改正後	2.075	2.325	4.40	有	—
	改正前	2.075	2.225			

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成29年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.50	31.50	45.00	45.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（平成29年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	10
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する 比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率(%) (平成29年11月1日現在)	100.00
代表的な特殊勤務 手当の名称	下水管渠 ^{きよ} 調査手当

ケ その他の手当 (平成 29 年 11 月 1 日現在)

(単位 円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																				
扶養手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="552 495 1398 1014"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 495 999 551">扶養等による区分</th> <th data-bbox="999 495 1198 551">市の場合</th> <th data-bbox="1198 495 1398 551">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 551 999 674">配 偶 者</td> <td data-bbox="999 551 1198 674">10,000 (課長職 8,000)</td> <td data-bbox="1198 551 1398 674">10,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 674 999 752">欠 配 第 一 子</td> <td data-bbox="999 674 1198 752">10,000</td> <td data-bbox="1198 674 1398 752">10,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 752 999 831">子</td> <td data-bbox="999 752 1198 831">7,500</td> <td data-bbox="1198 752 1398 831">8,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 831 999 909">父 母 等</td> <td data-bbox="999 831 1198 909">6,000</td> <td data-bbox="1198 831 1398 909">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 909 999 1014">満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額</td> <td data-bbox="999 909 1198 1014">4,000</td> <td data-bbox="1198 909 1398 1014">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	10,000 (課長職 8,000)	10,000	欠 配 第 一 子	10,000	10,000	子	7,500	8,000	父 母 等	6,000	6,500	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																				
配 偶 者	10,000 (課長職 8,000)	10,000																				
欠 配 第 一 子	10,000	10,000																				
子	7,500	8,000																				
父 母 等	6,000	6,500																				
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000																				
住居手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="552 1137 1398 1621"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="552 1137 831 1193">市の場合</th> <th data-bbox="831 1137 1398 1193">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 1193 831 1621"> 当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。) </td> <td data-bbox="831 1193 999 1621">15,000</td> <td data-bbox="999 1193 1398 1621">借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000												
市の場合		国の場合																				
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000																				
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="552 1711 1398 1928"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 1711 975 1767">市の場合</th> <th data-bbox="975 1711 1398 1767">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 1767 975 1928">交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給</td> <td data-bbox="975 1767 1398 1928">交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000														
市の場合	国の場合																					
交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000																					